

協会けんぽの保険料率の変更

鳥取支部の健康保険料率が令和6年3月分（4月納付分）から変更となります。

介護保険料率（全国一律）も変更となります。

◆健康保険料率

| |
|------------------|
| 令和6年2月分(3月納付分)まで |
| 9.82% |



| |
|------------------|
| 令和6年3月分(4月納付分)から |
| 9.68% |

◆介護保険料率

| |
|------------------|
| 令和6年2月分(3月納付分)まで |
| 1.82% |



| |
|------------------|
| 令和6年3月分(4月納付分)から |
| 1.60% |

※40歳から64歳までの人（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※賞与は、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

問い合わせ先

協会けんぽ鳥取支部 企画総務グループ

☎ 0857-25-0051

着衣着火にご注意を

◆着衣着火とは

コンロの火、暖房器具、仏壇のろうそく、草焼きなどの火が、着ている衣服に着火した火災のことです。全国で毎年約100人が亡くなっており、そのうち8割が65歳以上です。

◆着衣着火を防ぐために

〈火を扱う時〉袖や裾が広がっている服装を避ける
〈調理する時〉燃えにくい防災加工されたエプロンや腕カバーを着用する

〈ガスコンロ越しの作業時〉
必ず火を消してから行う

〈屋外で火を扱う時〉
風などにより衣服に着火しやすく燃え広がる危険性が高いため、より注意が必要

問い合わせ先

鳥取県西部広域行政管理組合 消防局予防課

☎ 0859-35-1954

国民年金保険料納付のお願い

国民年金保険料の1年度分の納付書を4月初旬に日本年金機構から送付します。

保険料の納付期限は「納付対象月の翌月末」と定められていますので、期限内に納めましょう。納め忘れがあると、障がいや死亡など不慮の事故が起きても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられなくなる場合があります。

なお、経済的に納付が困難な場合は免除制度や納付猶予制度がありますので、お問い合わせください。

| 保険料の納付方法 | 納付場所または申込場所 |
|------------|-------------------------------------|
| 納付書払い | 金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、電子納付、スマートフォンアプリ |
| 口座振替払い | 金融機関または年金事務所で申し込み |
| クレジットカード払い | 年金事務所で申し込み |

※口座振替払い、クレジットカード払いの申出用紙は役場でも配布しています（申出用紙に必要事項を記入して、各申込場所で手続きしてください）。

問い合わせ先

日本年金機構▶
ホームページ



米子年金事務所

☎ 0859-34-6111

行政書士無料相談会

行政書士が無料で相談に応じます。

◆と き：4月23日(火) 10:00～12:00

◆と ころ：岸本公民館

◆相 談 員：行政書士

◆内 容：・相続、遺言 ・会社設立
・土地利用、農地転用
・契約書、合意書、協議書等の作成 など

◆予約方法：電話

◆予約期限：4月22日(月) 正午

予約・問い合わせ先

鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

～ お詫びと訂正 ～

広報ほうき3月号に次のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

■10ページ『『家庭の日』川柳入選作品』

〔訂正前〕

ふと思う 家族がそろう 今がすき
八郷小家族 黒柳 奈保子

〔訂正後〕

ふと思う 家族がそろう 今がすき
八郷小家族 黒柳 奈保子